

富山高等専門学校		開講年度	令和02年度 (2020年度)	授業科目	海上交通論Ⅱ	
科目基礎情報						
科目番号	0218		科目区分	専門 / 必修		
授業形態	授業		単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	商船学科		対象学年	5		
開設期	前期		週時間数	2		
教科書/教材	「図解 海上交通安全法 8訂版」藤本昌志著 成山堂書店、「図解 港則法 改訂版」国枝佳明・竹本孝弘共著 成山堂書店					
担当教員	西井 典子					
到達目標						
1. 海上交通安全法及び港則法の規則内容を理解する。 2. 適用すべき法規を判断することができる。 3. 他法令との関係を理解する。						
ルーブリック						
		理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安		
評価項目1		各法令の概要、目的、適用海域(適用範囲)を説明できる。	各法令の概要、目的、適用海域(適用範囲)を説明できる。	各法令の概要、目的を説明できない。		
評価項目2		すべての海域における見合い関係について適用される法規を判断し説明できる。	各法令の交通方法を説明できる。	各法令の交通方法を説明できない。		
評価項目3		他法令との関係を説明できる。	他法令との関係を説明できる。	他法令との関係を説明できない。		
学科の到達目標項目との関係						
MCCコア科目						
教育方法等						
概要	学習目標(授業の狙い) 海上交通における基本的な考え方、海上交通法規の内容を理解し、船舶職員に必要な知識を身につける。法規を遵守する義務と必要性を認識し、法律に基づいて状況に適した判断を行う力を養う。					
授業の進め方・方法	教員単独による講義を実施する。					
注意点	第一種養成施設 必要履修科目「法規に関する科目」の一に該当。 定期試験(70%)と課題・小テスト等(30%)により総合的に評価する。 評価が60点に満たない者は、願い出により追認試験を受けることができる。追認試験の結果、単位の修得が認められた者にとっては、その評価を60点とする。					
授業計画						
		週	授業内容	週ごとの到達目標		
前期	1stQ	1週	ガイダンス 海上交通安全法-1	海交法の制定経緯、予防法との関係、目的及び適用海域、定義が説明できる。		
		2週	海上交通安全法-2	航路及び周辺海域における一般的航法を説明できる。		
		3週	海上交通安全法-3	浦賀水道航路、中ノ瀬航路、伊良湖水道航路及び明石海峡航路の航法を説明できる。		
		4週	海上交通安全法-4	備讃瀬戸東航路、宇高東・西航路の航法を説明できる。		
		5週	海上交通安全法-5	備讃瀬戸北・南航路、水島航路の航法を説明できる。		
		6週	海上交通安全法-6	来島海峡航路の航法を説明できる。		
		7週	海上交通安全法-7	特殊な船舶の航路における交通方法の特則、灯火等、船舶の安全な航行を援助するための措置について説明できる。		
		8週	中間試験	第1週～第7週の内容の理解度を測る試験を行う。		
	2ndQ	9週	港則法-1	港則法の制定経緯、予防法との関係、目的及び適用水域、定義が説明できる。		
		10週	港則法-2	航路における一般的な航行に関する航法を説明できる。		
		11週	港則法-3	航路、防波堤入口付近における一般的な避航に関する航法を説明できる。		
		12週	港則法-4	特定航法の概要、航路管制について説明できる。		
		13週	港則法-5	入出港及び停泊に関する法規定を説明できる。		
		14週	港則法-6	危険物の荷役・運搬、水路の保全、灯火に関する法規定を説明できる。		
		15週	期末試験	第9週～第14週の内容と海上交通法規に関係する内容の理解度を測る試験を行う。		
		16週	答案返却、解説、評価確認、授業アンケート	答案返却、解説、評価確認、授業アンケート		
モデルコアカリキュラムの学習内容及到達目標						
分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週	
専門的能力	分野別の専門工学	商船系分野(航海)	航海法規	海上衝突予防法の概要、及び法律の目的を説明できる。	4	前1,前2,前3,前4,前5,前6,前7,前9,前10,前11
			航海法規	海上衝突予防法の基本原則を説明できる。	4	前1,前2,前3,前4,前5,前6,前7,前9,前10,前11

			海上衝突予防法の航法や船舶が表示すべき灯火形象物、及び各種信号を説明できる。	4	前1,前2,前3,前4,前5,前6,前7,前9,前10,前11
			他法令との関係を説明できる。	4	前1,前2,前3,前4,前5,前6,前7,前9,前10,前11,前12
			海上交通安全法の概要、及び法律の目的を説明できる。	4	前1,前2,前7
			海上交通安全法の適用海域、及び交通方法(一般的航法)を説明できる。	4	前2,前7
			海上交通安全法の航路ごとの航法を説明できる。	4	前3,前4,前5,前6,前7
			他法令との関係を説明できる。	4	前1,前2,前3,前4,前5,前6,前7
			港則法の概要、及び法律の目的を説明できる。	4	前9,前10,前13,前14
			港則法の適用範囲、及び交通方法を説明できる。	4	前9,前10,前11
			港則法の航路及び航法を説明できる。	4	前10,前11,前12
			他法令との関係を説明できる。	4	前9,前11,前12,前13,前14

評価割合

	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	0	0	0	30	0	100
基礎的能力	20	0	0	0	10	0	30
専門的能力	50	0	0	0	20	0	70
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0